

令和3年度道産建築材供給力強化対策事業

委託業務に係るプロポーザル審査実施要領

委託業務

1 企画提案書

参加業者から提出された企画提案書は、林業木材課への提出順に「A」から始まる記号を付す。

2 企画提案書の事前配付

企画提案書は、企画提案説明会開催前に各審査委員に配付するものとし、各審査委員はあらかじめ企画提案書に目を通し、審査の準備を行う。

3 予備審査

企画提案説明会の円滑な運営及び適正な選考を確保するため、6者以上から企画提案書の提出があった場合は、企画提案説明会の前に、予備審査により概ね5者程度を選考する。

(1) 審査調書の作成

各審査委員は、企画提案書により、4の(1)、(2)及び(3)に基づき別紙の企画提案審査調書を作成する。

(2) 企画提案説明会参加者の選考

各審査委員の提出した企画提案審査調書をもとに、順位点の総合得点の高いものから、企画提案説明会参加者を選考する。

4 審査調書の作成

各審査委員は、企画提案説明会における各者の提案説明を踏まえて、次により別紙の企画提案審査調書を作成する。

(1) 審査項目及び配点

審査項目及び審査項目ごとの配点は次のとおりとする。

| 審査項目 | 配点 | 審査内容 |
|---------------------------|-----|--|
| 1. 実施体制、業務遂行能力等 | 10点 | 〈実施体制〉 ・業務遂行に関する必要な知識や技術を有し、十分な実施体制が整っているか。 |
| | 10点 | 〈地域連携〉 ・業務遂行に必要な地域関係者との連携体制がしっかりと築けているか。 |
| | 10点 | 〈業務遂行能力〉 ・本業務の目的を十分に理解し、効率的かつ効果的な業務の遂行が期待できるか。 |
| 2-1. 企画提案の内容 (作業手法の検証) | 20点 | 〈提案内容〉 ・道が示す課題に沿った内容となっているか。 ・道内他地域への波及性はあるか。 |
| | 20点 | 〈検証内容〉 ・検証により明らかとする事項は、合理的かつ効果的な内容か。 ・検証の手法は十分検討されており効果的か。 |
| | 10点 | 〈実現性〉 ・委託期間内で適切に実施可能なスケジュールとなっているか。 |
| 2-2. 企画提案の内容 (比較検証) | 10点 | ・検証内容と現状の取組が比較できる内容となっているか。 |

| | | |
|------------------------------|-----|----------------|
| 2-3. 企画提案の内容 (実施結果報告書の作成) | 10点 | ・報告書の項目構成は適切か。 |
|------------------------------|-----|----------------|

(2) 得点の記入

次のとおり評価し、審査項目ごとの配点について該当する得点を記入するものとする。

| 〈評価のポイント〉 | 〈得点〉 |
|------------|--------------|
| ・特に優れている | → 配点×1.0 |
| ・優れている | → 配点×0.9~0.6 |
| ・ふつう | → 配点×0.5 |
| ・劣っている | → 配点×0.4~0.1 |
| ・提案になっていない | → 配点×0 |

(3) 順位点の記入

各審査項目の合計得点をもとに順位付けを行い、次により順位点を記入するものとする。

1位/10点、2位/8点、3位/6点、4位/4点、5位/2点、6位以下/0点

5 ヒアリングの方法及び最適受託者の決定

- (1) ヒアリングは提案者毎の呼び込み方式とする。
- (2) 1者あたり15分程度の持ち時間で企画提案内容について説明を受けた後に、10分以内の質疑時間を設ける。
- (3) 委員は1者のヒアリングが終了する毎に、「企画提案審査調書」の項目について審査し、評価を行う。
- (4) 委員は全ての提案事業者のヒアリングが終了した時点で、「企画提案審査調書」を事務局に提出する。
- (5) 事務局は委員から提出のあった「企画提案審査調書」を集計した「企画提案審査調書集計表」を作成し、その結果を委員に報告する。
- (6) 「企画提案審査調査集計表」をもとに、審査委員会で協議の上、受託者1者を選定するものとする。なお、順位点の総合得点が複数者で同点となった場合は、各委員の審査項目2-1の「企画提案の内容(作業手法の検証)」の得点の合計点の高いものを委託予定業者として選定するものとする。
- (7) 企画提案者が1者の場合にあつては、適正な履行を確保する観点から、審査員の審査調書の評価点数が50点以上の者が半数を超え、すべての審査員が採用に合意していることとする。

